

基金情報

No. 20 平成15年11月号

発行：東日本硝子業厚生年金基金

〒130-0026 東京都墨田区両国4丁目36番6号 ガラス会館3階 TEL03-3633-6445
ホームページ <http://www.jade.dti.ne.jp/~glskkn/>

平成15年10月・主要事業概況

事項	10月末数	対前月増減数	事項	10月末数(累計)	
事業所数(件)	264	-2	年金掛金	調定額(円) 926,048,374	
加入員数(人)	男子	6,302	-29	収納額(円)	919,614,860
	女子	2,604	-34	収納率	99.3%
	計	8,906	-63	事務費掛金調定額(円)	51,073,672
平均標準給与月額(円)	男子	351,064	-148	資産運用	信託資産額 269億8,711万円
	女子	226,819	-43		修正総合利回り 7.81%
	計	314,737	99		ベンチマーク差 -0.99%
受給者数(人)	5,169	19	慶弔金	59件 108万円	
平均年金額(円)	426,079	1,175	保養所利用者数	2,543人	

大和総研 資産運用結果分析

年金運用コンサルティング会社である大和総研は、当基金の平成15年9月末における資産の運用結果を分析し、平成15年11月17日に開催された年金資産運用委員会において報告をしました。

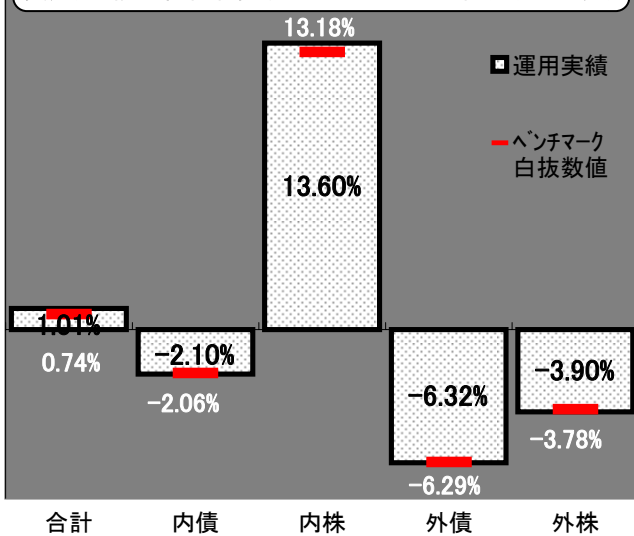
運用実績値はやや劣る

平成15年度9月末における当基金の運用実績(修正総合利回り6.54%)は、複合ベンチマーク(7.09%)より0.55%低い状況にありました。

この複合ベンチマークを下回ったことについて、大和総研は、平成15年度におけるシェア変更などが要因であるとしています。

シェア変更による資産の移受管により、短期資産比率が高まり、内外株式の大幅上昇局面で、株式比率が低めに推移したためと分析しています。

資産別・修正総合利回りとベンチマークの状況(7~9月)



資産構成変更後の超過収益プラスに

当基金の資産運用方針は、資産全体で超過収益を図ることとなっていますが、昨今の運用環境の中で、超過収益を得ることが困難な状況にありました。

しかし、資産構成の見直し(シェア変更)後の7月~9月においては、僅かではありますが超過収益がとれています。

この要因について、大和総研は、資産配分で上昇局面の国内株式がオーバー、低迷状況の債券がアンダーであったためと分析しています。

また、国内株式の運用実績がベンチマークを上回ったためとも分析しています。

シュローダー・ニッセイが不振

7月~9月における運用実績は、パッシブ運用においては各資産・受託機関ともほぼベンチ並みでした。しかし、アクティブ運用においては、シュローダー(国内株式)とニッセイ(外国株式)の運用結果はベンチマークを下回りました。

この要因について、大和総研は、シュローダーは急騰した銀行株を保有しない方針が、ニッセイは個別銘柄選択がマイナスとなったと分析しています。

財政・資産運用 委員会開催状況

平成15年11月17日東日本硝子業厚生年金基金会議室において、第27回財政運営委員会及び第39回年金資産運用委員会が開催されました。

委員会においては、次の議事事項の審議・了承がなされました。

また、賞与の支給状況、保養所の利用状況、掛金の滞納状況等の報告を受け、意見が交わされました。

- 平成14年度決算による変更計算結果の対応について
- 給付減額について
給付減額に関する条件等の取扱い
給付減額にかかるパンフレットの作成・各事業主あて配布
- 指定年金数理人の変更について
- 平成15年9月末の運用結果について
(大和総研における分析結果報告)

年金改革 厚生労働省案公表

平成15年11月17日厚生労働省は、次期年金改革案をまとめ、与党年金制度改革懇談会に報告しました。

この改革案は、関連機関での議論・審議を踏まえ、平成16年2月までに予算関連法案として国会に提出される予定となっています。

受給者の年金額の引下げ盛り込まれず

年金改革案の主な内容は、次のとおりですが、給付減額には触れず、適用拡大が盛り込まれています。

<主な改革案内容>

- 国庫負担1/2へ引上げ、保険料凍結解除
- 最終的な厚生年金保険料を20%に固定
- マクロ経済スライドによる給付の自動調整
給付水準の下限は所得代替率50%
*スライド調整率=被保険者減少率+余命延び
- 60歳代前半の2割支給停止の廃止
70歳以降在職者への在職年齢年金の適用
- 65歳以降の老齢厚生年金繰下げ制度導入
- 週20時間以上労働者の厚生年金適用
- 第3号被保険者期間の年金分割
合意による離婚時の厚生年金の年金権分割
- 厚生年金基金における免除保険料率拡大等
- 確定拠出年金の拠出限度額の引上げなど
- *企業年金に関する内容は、改革案の第7章に掲げられています。

第7章 企業年金の安定化と充実

- 厚生年金基金制度については、免除保険料率の凍結解除等により持続可能な展望を示すとともに、一方で解散を希望する財政状況の厳しい基金について解散時の特例措置を設ける。
- 確定給付企業年金制度等の給付建て制度についても、雇用の流動化により対応できるようなポートフォリオの確保を図る。
- 公的年金の改革にあわせ、拠出限度額の引上げ等、確定拠出年金制度の改善を図る。

免除保険料率(将来の代行給付に必要な率)は、凍結解除し見直すとしています。(平均:現2.8%→3.7%程度の見込み)
免除保険料率の上限は5.0%程度が見込まれています。

事業運営 — 年金相談状況 —

当基金の年金相談コーナーに寄せられる相談状況は、年金を取り巻く環境により変化しています。

全体的な相談件数は、平成15年度(見込み件数)において15%程度落ち込む状況にあります。ただし、国の年金改革などにより後半に増加することも予想されます。

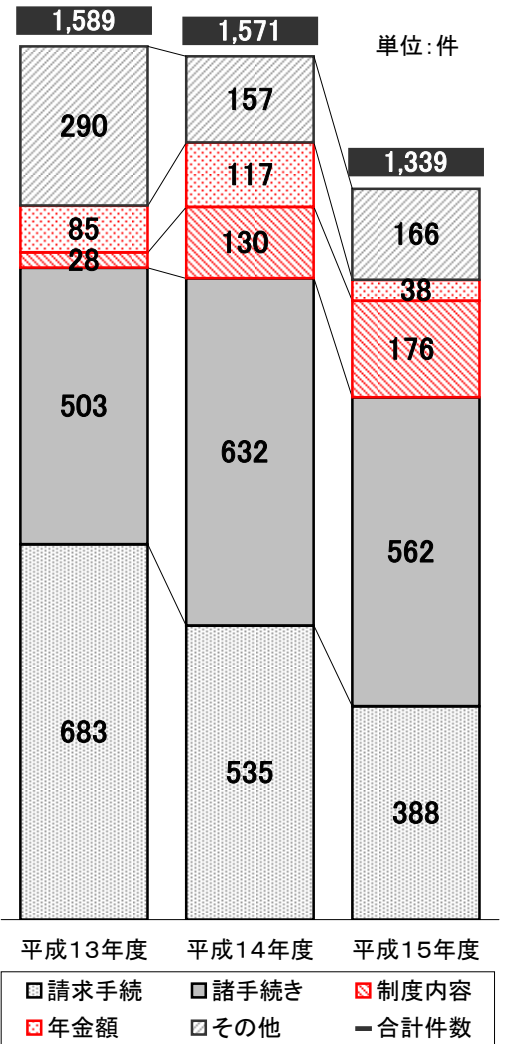
平成15年度の相談件数の落ち込みは、手続きや年金額に関する相談件数の減少が要因となっています。

年金の請求手続きに関する相談件数は、年150件程度づつの減少傾向にあります。これは数年来の不況による退職者の増大や平成12年度の年金制度の改正により、一時的に増加していたものが逐次落ち着いてきているものと想われます。

諸手続きに関する相談件数は、一時増大し、平成15年度に減少していますが、この傾向は主に、年金の受取り場所である銀行の統廃合によって増減しています。

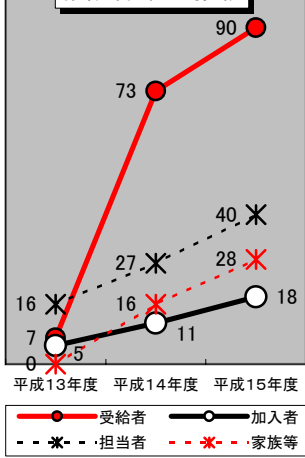
年金額に関する相談件数の変化も、傾向は諸手続きと似かよっていますが、相談状況は請求手続きと同様に、年金制度の改正による年金額の照会・確認などの相談件数が落ち着いてきたものと想われます。

相談内容別件数の推移



*平成15年度件数は、9月末現在数(6ヵ月分)を単純に2倍とした見込み件数です。

制度内容の 相談件数の推移



制度内容の相談急増

請求などの手続きに関する相談件数が落ち込んでいますが、依然として相談件数のうちの大部分(7割)を占めています。

他の相談件数が落ち込む中、年金制度や基金に関する相談件数は、年々増大し手続き関係の相談件数に次ぐ状況となっています。

制度内容の相談件数の増加は、国の年金制度の改正や基金の解散・代行返上・給付減額などの動向を受けてのものと考えられます。

制度内容の相談は、年金受給者からのものが急増し、半数以上となっています。

また、平成14年度から家族からの制度内容に対する相談が寄せられるようになり、やはり急増しているのも特徴的な表れとなっています。

りそな信託銀行 信託財産運用部を組織改正

りそな信託銀行は、平成15年11月4日付けで、信託財産運用部の部内組織を改正しました。

改正内容は、年金信託運用部と公的資産運用部を統合し、クライアントサービス部を創設したものとなっています。

クライアントサービス部には、クライアントサービス企画チーム(企画担当)、クライアントサービスチーム(運用窓口担当)及びデータマネジメントチーム(報告・レポート担当)の3つのチームが置かれました。

りそな信託銀行は、この改正により、従来以上に顧客の要望に即したきめ細かい資産運用と運用サービスが実践できるとしています。

第3回目の厚生年金基金の運営に関する報告会が平成15年11月17日東日本硝子業厚生年金基金会議室において開催されました。

この度のテーマは、①資産運用と②基金の財政に関するものでした。

第3回・運営に関する報告会開催

資産運用については、大和総研のジュニアコンサルタントの住永智恵氏による「年金運用におけるオルタナティブ投資の導入について」の説明があり、今後の資産運用を検討するうえでの一参考となったのではないかと想われます。

また、基金の財政については、当基金の指定年金数理人の渡辺拓氏による「平成14年度財政決算の状況について」の説明があり、他基金の状況と当基金の位置が窺えました。

【 複合ベンチマーク 】

ベンチマークは、資産運用成績を評価する基準として、国内株式におけるTOPIXなどの市場指標(インデックス)が用いられ、複合ベンチマークは、複数の資産を組入れている場合の運用評価の基準値です。

複合ベンチマークの基準値は、資産構成により異なり、各資産のベンチマークを資産構成比に応じた組合せにより求められます。

【 超過収益 】

資産運用は、通常、ベンチマークを上回ることを目標としています。

資産運用結果の利回り(修正総合利回り)がベンチマークを上回った場合は、超過収益が得られたこととなりますが、下回ることもあります。

超過収益は、資産毎にそれぞれのベンチマークと比較しますが、複数資産においては複合ベンチマーク比較をします。

12月の事業予定

中旬/ 政府負担金の変更申請書を厚生労働大臣あて提出

中旬/ 給付減額にかかるパンフレットの各事業主あて配布

*給付減額に関して、基金の財政・負担状況や減額の予定内容などを各事業主の方々に予めご理解いただき、来年に予定している加入員の同意の円滑化のため配付することとしました。